❷ 営利業務に従事する弁護士の状況

弁護士法第30条が改正され（2004年4月1日施行）、営利業務の所属弁護士会による許可制が、所属弁護士会への届出制に移行することにより自由化が図られた。これに伴い、日弁連は、営業に従事する際の弁護士の行為規範として「営利業務及び公務に従事する弁護士に対する弁護士会及び日本弁護士連合会の指導・監督に関する基準（日弁連理事会2004年2月1日議決）」を定めた。

営利業務の届出状況は次のとおり（営利業務従事弁護士の多い業種順）である。

資料2-3-9　営利業務従事弁護士の内訳

（2019年5月1日現在）

役職等／企業業種	取締役等（人）		使用人等（人）		その他（人）		無回答（人）		合　計（人）	
	総数	内女性数	総数	内女性数	総数	内女性数	総数	内女性数	総数	内女性数
サービス業	1,535	106	111	29	211	68	208	30	2,065	233
不動産業	766	92	38	10	66	20	212	23	1,082	145
情報・通信業	492	28	95	28	238	86	39	6	864	148
卸売・小売業	440	60	82	27	217	64	22	9	761	160
証券・商品先物取引業その他金融業等	290	18	178	39	218	56	15	6	701	119
機械・電気・精密機器等メーカー	434	35	64	37	174	62	29	4	701	138
銀行・保険業	306	27	83	34	175	68	8	3	572	132
サービサー（債権回収会社）	127	12	84	0	193	0	16	0	420	12
建設業	166	13	3	1	15	7	0	0	184	21
陸・海・空運業	138	2	9	9	23	13	1	1	171	25
医薬品	121	7	19	17	27	24	2	2	169	50
その他	59	46	39	44	53	109	2	7	153	206
合　計	4,874	446	805	275	1,610	577	554	91	7,843	1,389

【注】1. サービサーとは、債権の取り立て代行やそれに付随する業務を行う債権回収専門会社のこと。
2. 役職等の「取締役等」とは、取締役、執行役、その他業務を執行する役員である。
3. 「取締役等」と「使用人等」を兼務している場合は、「取締役等」に含めた。
4. 役職等の「その他」とは、業種の如何を問わず自営で行っている場合、もしくは分類不明なもの。
5. 企業業種の「その他」とは、上記のメーカー以外の製造業、電気・ガス業、農業等である。
6. 数値は、延べ人数である。

❸ 複数の資格登録をしている弁護士

弁護士は、弁護士資格の他にも複数の資格を有していたり、それらについて資格登録をしている場合がある。弁護士は弁護士法第3条第2項により、当然に弁理士及び税理士の事務を行うことができる。

次の表は、弁理士、税理士の登録をしている弁護士数をまとめたものである。

資料2-3-10　弁理士登録・税理士登録をしている弁護士数及び通知弁護士等の数

①弁理士登録している者	408人（2019年3月31日現在）
②税理士登録している者	662人（2019年3月31日現在）
③通知弁護士制度によって税理士業務を行っている者（通知弁護士）	5,685人（2019年3月31日現在）
④通知弁護士制度によって税理士業務を行っている法人（通知弁護士法人）	123社（2019年3月31日現在）

【注】1. ①②の数値については、それぞれ日本弁理士会、日本税理士会連合会調べ。③④の数値については、国税庁「税務統計」（平成30年）によるもの。
2. 弁理士登録をしている者について、弁理士登録後に弁護士資格を取得した者の数は含まれていない。
3. 通知弁護士制度：弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時税理士業務を行うことができる（税理士法第51条1項及び3項）。
4. 通知弁護士数は延べ人数で、各局に通知のあった者の総計値である。同一人物が複数の局に通知した場合、それぞれ1件としてカウントしている。